

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、同居の父親が、家族全員の保険料を A 市（現在は、B 市）C 納税組合の集金人に納付していた。後継の私の分だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同居していた申立人の父親が、申立人の母親及び申立人の妻の分とともに、A 市 C 納税組合の集金人を通じて納付したとしているところ、申立人は申立期間を除き、その前後の期間を含め、保険料をすべて納付しており、当時、同居していた母親及び妻は、申立期間を含め、保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の父親は、申立期間当時は同納税組合の会長をしており、申立人の申立期間のみ保険料を未納とするのは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、同居の両親及び妻とともに食料品店を営み、経済状況も良かったとしており、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、同居していた母親が、私を含め家族 3 人分の保険料を納付していた。申立期間以外は、家族 3 人が厚生年金保険に加入するまで 3 人とも未納は無い。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同居していたその母親が、申立人及びその父親の分とともに、家族 3 人分の保険料を A 市役所に納付したとしているところ、申立人は申立期間を除き保険料をすべて納付しており、両親も国民年金保険制度が発足した昭和 36 年 4 月から申立期間を含め、保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、同居の両親とともに製造販売業を営んでおり、申立期間後の昭和 48 年 11 月には個人経営から株式会社へ移行し、経済状況も良かったものと推認でき、申立期間の保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和49年5月から50年3月まで

夫の国民年金加入手続のときに自分も加入するようA市の職員に勧められ加入手続をした。市の職員から国民年金の納付期間が足りなくなるかもしれないので、過去の期間の保険料をさかのぼって納付するよう言われ、後日納付した記憶がある。いつも夫の保険料と自分の保険料と一緒に納付しており、自分の分だけ記録が無い。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A市役所B出張所でその夫の国民年金への加入手続に引き続き、自分の加入手続をした際、A市の職員から、将来、国民年金の納付期間が足りなくなるかもしれないので、過去の期間の保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、後日、申立期間の国民年金保険料を夫の分とともに納付したとしているところ、申立人と夫の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月に連番で払い出されており、申立人が保管していた領収証書で確認できる昭和57年度から59年度までの申立人及びその夫の保険料納付日がいずれも同一であることから、申立人及びその夫の保険料納付は一緒に行われていたと考えられ、申立期間②の保険料について、夫が納付済みとなっているのに申立人が未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間①について、申立人は、申立期間②と同様、A市の職員から国民年金の納付期間が足りなくなるかもしれないと助言され、その夫の分とともに保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は申立期間①より後の昭和49年5月であることから、申立期間①を特例納付にて納付できたとは考え難く、また、当該期間の保険料を50年12月に特例納付によりさかのぼって納付した夫は、その時点から60歳まで納付したとしても年金受給に必要な納付期間を満たせないため、当該期間の1年分を納付する必要があるのに対し、申立人は、当該期間の保険料を納付しなくても年金受給に必要な納付期間を十分満了できる状況にあり、当該期間の保険料をさかのぼって納付しなければならない事情はみられない。
  
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金に加入した後、国民年金保険料は、私が、私自身の分とその妻の分をほとんど一緒に納付しており、申立期間の国民年金保険料についても、夫婦二人分を一緒に A 町役場（現在は B 市役所）内の C 銀行（現在は D 銀行）E 支店の派出所で納付しており、妻は納付とされているのに、私が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、申立期間を含め、自分の分と妻の分をほとんど一緒に納付したとしているところ、申立人及びその妻の年金手帳に押印された検認印の日付、及び年金手帳に貼付されていた保険料の領収証書に押印された金融機関の収納印の日付によれば、昭和 40 年 10 月から 47 年 6 月までについて、夫婦の保険料納付日がほぼ一致していることが確認でき、夫婦二人分の保険料がほぼ一緒に納付されていたと認められることから、申立期間の妻の保険料は納付されているにもかかわらず、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、B 市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄には、申立期間及びその 1 年前の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの期間について、両期間共に「納」印が押印されながら、それに削除線が書かれ、「？」まで記載されており、44 年 1 月から同年 3 月までについては平成 20 年 6 月に未納から納付済みに記録訂正されているものの、申立期間については記録訂正されてお

らず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金に加入した後、申立期間を除き、60歳に至る前まで国民年金保険料をすべて納付しており、妻も60歳に至る前まで保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月から51年6月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は昭和48年に結婚した。嫁ぎ先は、A市でBを経営しており、家族みんなで働いていた。私の国民年金は、義父が加入手続きを行い他の家族の保険料とともに納付してくれていた。一緒に納めていた夫や他の家族の年金記録はきちんと納付済みであるのに、私のみが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和49年7月から51年6月までの期間及び申立期間②について、申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、義父がその家族の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てしているところ、当時同居していた申立人の義姉も同様の証言をしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の義弟と連番で51年9月18日に払い出されており、その義弟は申立期間のうち、49年7月から51年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間が納付済みとなっていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金保険料は、その義父名義のCの口座から引き落としをしていることがA市国民年金被保険者名簿により確認できる上、この申立期間の前後は納付済みとなっている

ことから当該期間は納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、かつ、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失後は、種別変更手続も適切に行っていることから、納付意識も高いと考えられる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和46年1月から49年6月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると時効により納付できない期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から51年6月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月の付加保険料及び同年 5 月から同年 10 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月  
② 昭和 56 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が夫の分と一緒に A 市役所の窓口や B 銀行（現在は、C 銀行）で、納付期限内に定額保険料に加えて付加保険料を納付しており、市役所から督促など来た記憶もない。最近になって未納であった夫の年金記録が平成 17 年 8 月に訂正され納付済みとなっていたことを知り、一緒に納付していた私の記録が未納のままとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月 9 日に夫婦連番で払い出され、申立人が夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を、A 市役所や B 銀行で納付していたとすると、社会保険庁の記録では、申立人の夫は、申立期間①及び②を納付していることが確認できることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの夫の年金記録は、A 市の国民年金被保険者名簿の納付記録により平成 17 年 8 月に社会保険庁の記録が納付済みに訂正されており、申立人の A 市国民年金被保険者名簿にも、申立期間①が付加保険料を含めて納付していることが確認できることから行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

さらに、申立期間は 7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 56 年 4 月の付加保険料及び同年 5 月から同年 10 月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 47 年の春ころ、一緒に住んでいた父親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、加入直後に父親が納付してくれたようだ。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 47 年の春ころに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、47 年 6 月 7 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の父親が、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録及び資格記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月及び同年12月

会社を辞めた昭和47年4月に父親が国民年金の加入手続を行い、その後保険料を納付してくれていた。所持している国民年金手帳には47年4月から同年12月までの検認印が押されているが、申立期間については国民年金の資格が無いとのことで納付が認められておらず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月にその父親が国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月ころ払い出されており、社会保険庁の記録では、申立人は同年4月から申立期間前の同年10月までは納付済みとなっている上、申立てのとおり、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には、同年11月7日付けで申立期間の検認印が押されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料を納付した昭和47年11月7日以後の同月24日に国民年金被保険者資格を喪失した記載があり、A市役所において氏名及び住所の変更をした際に喪失年月日を記載したと推測できるが、申立人がいったん納付した申立期間の保険料の還付を受けてまで資格喪失をする理由が無いこと、及び行政側の還付記録は見当たらないことから、同市役所で47年12月までの検認印が押されていることを確認し、申立人に対し、同月まで任意加入するか又は申立期間の保険料を還付するか適切な指導がなされなかったと推認でき

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年1月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から57年1月まで  
② 昭和57年4月から同年6月まで

昭和56年8月ごろ、A市で国民年金の加入手続をした。加入後すぐにB市、そしてC区へと住所を移転したところ、C区役所から国民年金保険料の督促状が来たので一括して納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年8月ごろA市で国民年金の加入手続を行い、C区から督促状が来たので一括納付したとしているところ、申立人の申述は具体的である上、申立人が国民年金保険料を納付したとする納付場所、納付方法等は、当時の状況と符合し、申立内容に不合理な点はみられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和56年8月13日であることから、申立期間は納付可能な期間である。

さらに、申立期間①は9か月間、申立期間②は3か月間と短期間であるとともに、申立期間①及び②の間の2か月間が納付となっていることから、その前後の期間である申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から42年3月まで

昭和46年か47年ごろテレビのニュースで特例納付により国民年金保険料の未納分を支払えることを知り、A町役場で手続をし、郵便局で貯金を下ろして申立期間の保険料を納付した。保険料額は2万円ぐらいだったと思う。

その時の領収書は無くしてしまったが、年金手帳の印紙検認台紙に割り印が押されていることから支払ったことは間違いないのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付期間中の昭和46年か47年ころA町役場（現在は、B市）に赴き、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料額は特例納付に必要な保険料額とおおむね一致している。

また、テレビのニュースで特例納付により国民年金保険料の未納分を支払えることを知り、郵便局で貯金を下ろして特例納付保険料を用意したとする申述に不自然さは見られない上、申立期間の前後は納付済みであり納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が所持する昭和42年9月発行の国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿から申立期間の資格種別が強制加入被保険者であることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から46年3月まで

昭和45年6月にA市に転居し、夫婦二人でA市役所のB出張所で婚姻届を提出した時に20歳から国民年金に加入していた妻に勧められ、同出張所で夫婦二人の手続を行った。手続をしたときすぐには国民年金手帳は交付されず、加入手続時に窓口で2か月分の保険料を納付し、その後は手帳が交付されるまで3か月ごとにC郵便局で納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和46年4月から60歳に至るまで国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったと認められる。

また、加入手続時に2か月分の国民年金保険料を窓口で納付し、その後は3か月ごとに納付したとの主張は、昭和46年6月に加入手続を行った場合の当時の納付方法と符合しており、申述には全体として不自然さはない。

さらに、申立期間は11か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から同年8月まで

私が20歳になったころ、国民年金の加入手続を母がしてくれた。申立期間は、私がA市役所の国民年金の窓口で、3か月に1回納付書で保険料を納めていた。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A役所窓口で納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②当時、A市では、現年度保険料を市役所窓口で納付書により収納していたとしており、申立内容は当時の状況と符合している。

また、申立期間は5か月と短期間である。

2 申立期間①について、申立人は20歳になったときにその母が国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月ころに払い出されており、申述と異なっている。

また、国民年金手帳記号番号払出時点では過年度納付及び特例納付により申立期間①の保険料を納付することは可能であったが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は国民年金に加入後の保険料は3か月に一度現年度納

付していたとしており、申立期間①当時、A市では印紙検認方式による保険料収納を実施していたが、申立人は保険料の納付方法として印紙検認の記憶が無い上、昭和46年度の保険料が昭和47年4月に一括して納付されていることも覚えていないなど、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の被保険者資格の喪失日（平成6年8月1日）を、6年9月29日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月18日から同年8月1日まで  
② 平成6年8月1日から同年9月29日まで

社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた全期間である平成6年5月から同年7月までの標準報酬月額が相違しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務した平成6年の資格取得時では32万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年3月19日以降の同年7月13日に標準報酬月額の記録が引き下げられている者が多数存在しており、申立人の申立期間の標準報酬月額は、32万円から9万8,000円へと訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該訂正処理がなされた平成7年7月13日には、申立人は、既に株式会社Aを退職している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年5月から同年7月までは32万円とすることが必要と認められる。

一方、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格画面）において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成6年8月1日と記録されていた。

しかし、申立期間の標準報酬月額の訂正と同様に平成7年7月13日に遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない上、申立人に係る雇用保険の被保険者資格記録により、申立人が、6年5月18日から同年9月28日までの間、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できることから、申立人の被保険者資格喪失日について、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の被保険者資格喪失日は、平成6年9月29日とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 6 月 30 日まで  
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 2 年 11 月から 4 年 5 月までの標準報酬月額が相違しているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人が株式会社Aに勤務した平成 2 年 11 月から 4 年 5 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 7 月 31 日以降の同年 9 月 9 日に、申立人及び代表取締役の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、申立期間について 53 万円から 8 万円へと訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の記録における離職時賃金日額からすると、申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 53 万円が妥当であると判断されることから、申立人は、事業主により給与から 53 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間において、株式会社Aの取締役に就いているものの、当該標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正に同意しておらず、申立人が当該事業所の退職後に行われたことであり、同僚もこれに関与できる状況にはなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年11月から4年5月までは53万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成10年4月から同年9月までは53万円に、同年10月から14年3月までは50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月1日から14年4月10日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A株式会社における申立期間の標準報酬月額が給与と比較して低額であった。訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までは53万円、同年10月から14年3月までは50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録ではA株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成14年4月10日以降の同年4月15日付けで、事業主及び申立人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、10年4月から14年3月までは38万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間当時、同社事業主の弟であり取締役就任しているものの、適用事業所でなくなった日の3か月前まで勤務していた従業員は、「申立人は常務取締役であったが、社会保険関係事務には従事していなかった」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成 10 年 4 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 14 年 3 月までを 50 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立人は、平成 15 年 11 月 1 日から 17 年 8 月 31 日まで株式会社Aに勤務したが、退職の際、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を、同年 8 月 31 日と誤って記載したため、同年 8 月が被保険者期間から漏れてしまった。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人、事業主の供述及びB公共職業安定所の回答書により、申立人が平成15年11月1日から17年8月31日まで株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録から申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は平成17年8月31日として記録されていることが確認され、このことについて事業主は、申立人の資格喪失日を同年9月1日とするところ、誤って同年8月31日と届け出てしまったとし、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出している。

また、同社の給与台帳によると、退職月の平成17年8月に2か月分の厚生年金保険料が控除されており、同年8月分の厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、同社の給与台帳の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主が資格喪失日を平成17年8月31日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所が、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月11日から6年2月28日まで  
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成4年3月11日から6年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月3日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から6年1月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年2月28日より後の同年3月3日において、申立人を含む3人の4年3月から6年1月までの標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は41万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した雇用保険受給資格者証によれば、記載された離職時賃金日額に30を乗じた額に見合う標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額41万円と一致する。

社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によれば、申立人は株式会社Aの取締役であったが、事業主によると、申立人はB担当であり、会社運営には関与しておら

ず、社会保険事務を含む経理事務は事業主が行っていたと供述している。さらに、複数の同僚からも事業主と同様の供述が得られていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる

加えて、事業主の妻は、申立期間当時は会社の資金繰りが苦しく、厚生年金保険をやめて、国民年金に切り替えた際には事業主が社会保険事務所に行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から6年7月31日まで

社会保険事務所からの連絡により、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間（平成5年6月から6年6月まで）の標準報酬月額が、実際の給料（30万円くらい）より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年7月31日以降の同年9月29日及び同年11月15日に、被保険者4人のうち標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が二人、同年11月15日に資格喪失日の取消訂正が一人行われていることが確認できる。このうち申立人については、平成6年9月29日に、同年1月1日の随時改訂（月額変更届）で標準報酬月額を30万円から9万8,000円に減額訂正し、さらにその後の同年11月15日に、同年1月1日の随時改訂を取り消した上、5年6月1日の随時改訂及び同年10月1日の定時決定（算定基礎届）の標準報酬月額を30万円から9万8,000円に訂正していることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及により記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年6月から6年6月までは30万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から同年10月31日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成6年5月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額が、7年2月14日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年10月31日より後の7年2月14日において、被保険者3人のうち二人の6年5月から同年9月までの標準報酬月額の記録が遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は36万円から26万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出された平成6年分給与所得の源泉徴収票により、同年について、標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の従業員で営業販売担当だったと供述しており、このことは商業登記簿謄本でも当該事業所の役員ではないことが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年5月から同年9月までは36万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所で確認したところ、A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 支社に転勤した昭和 62 年 12 月から 63 年 7 月までの標準報酬月額が転勤前の 38 万円から半額の 19 万円とされていた。転勤した際に実際の給与を減額されたことはなく、社会保険事務所が記録している標準報酬月額が 19 万円とされているのは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、A 株式会社の給与支払明細書から、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主は、申立人は申立期間以前から同社に継続勤務しており、申立期間における標準報酬月額について証明する書類は現存しないが、転勤前の標準報酬月額（38 万円）から大幅に減額することは考え難く、申立期間における標準報酬月額は申立てのとおりであり、同社においても申立人の申立てどおりの届出をしたと供述している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、標準

報酬月額の変更に係る2等級以上の増減が認められる場合に行われるところ、昭和63年8月1日付けで、申立人にかかる標準報酬月額を38万円とは1等級差である41万円とする月額変更を行っていることが社会保険庁の記録により確認できることから判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の届出額が38万円ではなかったことが推認される。このため、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年7月1日まで  
② 昭和24年5月1日から37年12月3日まで

社会保険事務所から平成19年7月に届いた年金記録のお知らせによると、A工場及びB株式会社C営業所に勤務していた期間は脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った覚えが無い。その上、C営業所に勤務していた昭和21年7月3日から24年5月1日までの期間は、現在、厚生年金を受け取っており、なぜ、他の期間だけが脱退手当金の対象になったのか疑問を感じている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年4か月後の昭和39年3月25日に支給されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、脱退手当金が支給されたとする額（6万178円）は、法定支給額（6万4,600円）と4,422円相違している。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者が記録されている

被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中に、社会保険庁が保管するオンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適切に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(適用事業所名は、A株式会社。現在は、株式会社B)における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月3日から同年10月3日まで

昭和38年4月1日から平成9年3月31日まで現在の株式会社Bに継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間当時に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍記録、C健康保険組合から提出されたD健康保険組合の被保険者証台帳、雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時にA株式会社に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人は、現在の株式会社Bに昭和38年4月1日から平成9年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和43年8月3日、転勤先の株式会社Eにおける資格取得日は同年10月3日であることが確認できるが、株式会社Bから提出された株式会社Aにおける申立人の在籍記録は、41年7月21日から43年10月2日までとなっており、同支店に勤務していた同僚二人が、申立人は43年8月

3日以降も同支店に勤務していたとし、うち一人は当時の日記に、申立人は同年10月3日に異動辞令が発令されたとの記載があると供述していることから、申立人のA株式会社における資格喪失日は43年10月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を同年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月21日から同年7月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、株式会社Aに勤務していた平成4年4月21日から同年7月15日までの期間が未加入である旨の回答をもらった。

しかし、当該期間における同社の厚生年金保険料を控除されている給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間に株式会社Aに勤務し、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Aは、適用事業所としての記録は無いが、当該事業所は法人であり、設立は商業登記簿謄本により昭和57年7月8日であることが確認できることから、申立期間におい

て、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年6月の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は「給料未払いであったため、平成4年7月分の給与明細書は無い」としており、このほか、当該保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間のうち、平成14年8月から15年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成15年10月から16年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から16年8月1日まで  
申立期間については、実際よりも低い標準報酬月額にさかのぼって修正されている。調べて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務した申立期間の平成14年8月から15年9月までは38万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、株式会社Aについては平成14年10月4日に申立人を含む12名の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、38万円から11万円へと訂正されていることが確認できるところ、同社について、社会保険事務所が、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、平成 15 年 10 月から 16 年 7 月までの期間については、給与明細書から、申立人は、保険料控除額に見合う標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、11 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院における資格喪失日に係る記録を平成2年10月5日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月5日から同年10月5日まで

A院を退職したのは、平成2年10月4日であったのに、同年9月が厚生年金保険の加入期間となっていない。提出した給与明細書のとおり、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格記録及び退職証明書により、申立人がA院を退職したのは平成2年10月4日であったことが確認できるとともに、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、平成2年9月の標準報酬月額については、申立人のA院における給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては確認できる資料が無いため不明としているものの、B保険組合に係る申立人の被保険者資格喪失日が平成2年9月5日となっており、同組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除が認められることから、A株式会社B事務所における資格喪失日及び同社本社における資格取得日を昭和48年5月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月24日から同年5月23日まで

昭和48年5月に、AのB事務所(C市)からAの本社(D区)に転勤となったが、厚生年金保険の記録が継続されていない。

これは、転勤時に何らかの事務上のミスがあり起きたものであるため、記録の回復をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社E名による回答書の後書き及び同社の人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(A株式会社B事務所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和48年5月21日付けにてA株式会社本社F室への発令が人事記録に記されており、同社B事務所による同年4月24日付け資格喪失、及び同社本社による同年5月23日付け資格取得は、周辺事情を考慮すると、ともに会社として特別の指示による手続きではないと推測できることから、両方の記録を同年5月21日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事務所における昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業所は、当時の記録を示す資料等が存在しないため不明としているが、転勤時に得喪の事務上でのミスがあったことを認めていることから、事業主が昭和48年5月23日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年8月及び同年9月は36万円、同年10月から7年7月までは38万円、同年8月から8年4月までは44万円に訂正することが必要である。

2 申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成8年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

3 申立人の申立期間③に係る株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額については、平成8年8月から9年5月までの期間は38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は38万円、10年1月は36万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年10月までの期間は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から8年5月21日まで  
② 平成8年5月21日から同年8月1日まで  
③ 平成8年8月1日から10年11月25日まで

社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間が平成8年5月21日までとなっていたが、実際は8年7月31日まで勤務して

いた。この期間のうち、平成6年8月から8年4月までの標準報酬月額が、株式会社Bという会社で働いているときになってから、さかのぼって低い金額に訂正されていた。

また、A株式会社の次に働いた株式会社Bの標準報酬月額についても、保存していた給与明細書と異なっていたので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係るA株式会社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、当初、平成6年8月から同年9月までは36万円、同年10月から7年7月までは38万円、同年8月から8年4月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①に係るA株式会社における申立人の標準報酬月額は、平成8年4月30日付けで、遡及して6年10月から同年12月までは38万円から36万円に、7年1月から同年7月までは38万円から18万円に、同年8月から8年4月までは44万円から22万円に訂正されていることが確認できる。

また、平成8年12月1日に当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなったが、同日以降の9年1月7日付けで、申立人を含む複数人の標準報酬月額の記録が再び遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は6年8月から同年10月までは36万円から8万円に、同年11月及び同年12月は36万円から9万2,000円に、7年1月から同年7月までは18万円から9万2,000円に、同年8月から8年4月までは22万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年8月及び同年9月は36万円、同年10月から7年7月までは38万円、同年8月から8年4月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人のA株式会社における資格喪失日は、社会保険庁の記録によると平成8年5月21日とされているが、当該喪失届は、A株式会社が適用事業所ではなくなった日（8年12月1日）以降であり、申立人が申立事業所の次に勤務した事業所において被保険者資格を取得した日（8年8月1日）以降の9年1月7日付けで、2回目の標準報酬月額の遡及した減額訂正処理と同時に処理されていること、申立人が所持していた

8年5月分から同年7月分までの給与明細書により、事業主によって給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できること、及び8年8月1日に申立人は別の事業所において被保険者資格を再取得しているが、再取得するまで申立人は継続して勤務していたと事業主及び複数の同僚が供述していることから、申立人の資格喪失日は同日であったと認められる。

これらの状況から勘案すると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、平成8年5月21日に資格喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における被保険者資格喪失日を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA株式会社における上記1訂正後の平成8年4月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③に係る株式会社Bにおける申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得時（平成8年8月1日）に決定された標準報酬月額のまま、9年の定時決定を経て資格喪失日（10年11月25日）までの全期間が9万2,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した19か月分の給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成8年8月から10年10月までのうち19か月間にわたり一致していない。

また、株式会社Bは、平成10年11月25日に適用事業所ではなくなった後、休眠会社となっており、当時の役員から、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、確認することができないことから、事業主は、申立人が提出した給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を、社会保険事務所に届け出ていなかったものと認められる。

一方、申立人は申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成8年8月から同年12月までは38万円、9年4月及び同年5月は38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は38万円、10年1月は36万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間③において給与明細書が無い8か月分の標準報酬月額については、前後の期間における標準報酬月額から、平成9年1月から同年3月までは38万円、同年9月は36万円、10年4月から7月までは32万円とすることが妥当であると推認される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成8年8月から10年10月までの申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から3年7月30日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務していたときの標準報酬月額が、会社を退職して1年以上過ぎた平成4年11月6日になってから、2年12月から3年6月までの間、30万円から8万円に引き下げられていた。実際の給料とは違っているので調査して正しい記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年6月までは30万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年7月31日より後の4年11月6日付けで、2年12月から3年6月までの標準報酬月額が30万円から8万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人はA株式会社の取締役であることが登記簿謄本により確認できるが、事業主及び同僚らは、申立人は営業の担当者であったと供述しており、申立人は社会保険業務に関与していなかったと認められる。

また、申立てに係る減額訂正処理が行われた当時、申立人はA株式会社を平成3年7月29日に退職していることが雇用保険の記録で確認できる上、国民年金保険の被保険者であったことが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人はA株式会社の社会保険手続に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような

<sup>そきゅう</sup>遡及による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年12月から3年6月までの申立人の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和46年2月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を46年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から46年11月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和46年2月1日から同年11月1日までA社C支社に勤務していたときの記録が抜けている。社内異動があり、46年2月1日にD支社からC支社長として赴任したが、C支社ではD支社当時と変わらず毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、抜けている期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録では、資格取得日が昭和46年2月1日、資格喪失日は50年1月1日とされており、当該期間のうち、46年2月1日から同年10月31日までの申立人の標準報酬月額は10万円となっているが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかし、事業主は、申立人の昭和 29 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 6 日までにおける在職期間を証明した上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを認めていることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を 46 年 2 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 10 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否か不明としているが、当該事業所の内部検査を昭和 48 年ころに行った同僚から、申立人を含む複数人の資格取得届が行われていなかったと供述があること、事業主が 48 年 12 月 1 日に申立人を含む複数人の資格取得届を行っていること、及び申立人に係る社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票に 46 年 2 月から同年 10 月までは法 75 条該当と記載があることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月から同年 10 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から14年3月29日まで  
社会保険事務所の記録から、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成13年12月1日から14年3月29日までの標準報酬月額がさかのぼって36万円から9万8,000円に引き下げられていることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、算定基礎届の基準日（8月1日）前の平成14年7月18日に、申立人を含む14人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、資格取得時にさかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されており、当該訂正処理時点に申立人は、当該事業所を退職していることが雇用保険の加入記録により確認することができる。また、申立人の場合、標準報酬月額が申立期間について36万円から9万8,000円に訂正されていること、株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者期間を有していた27人について、被保険者の資格が取り消されていることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者台帳全記録トレーラーによれば、申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者であったことが確認できるほか、当該事業所における被保険者期間の賃金月額は38万円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的理由は無

く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正が必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から7年2月1日まで  
平成7年3月14日に、さかのぼって、A株式会社での4年1月から7年1月までの期間の標準報酬月額が53万円から11万円に引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成7年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、同日以後の同年3月14日付けで、さかのぼって、4年1月から7年1月までの期間を53万円から11万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社は、平成7年\*月\*日に破産宣告されていることが確認でき、減額訂正処理が、それ以後の同年3月14日に行われていることから、当該訂正処理に申立人の関与は考え難い。

さらに、登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であることが確認でき、複数の従業員から役職は常務取締役であるとの供述があるものの、申立人は、申立期間当時、社会保険の手続等に関しては、部署が違うので全く関わりはなかったとしており、かつ、経理担当者から、申立人は、社会保険関係の業務については全く担当外で、社会保険関係業務は経理担当取締役が行っていたとの供述があることから、申立人は、社会保険関係業務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及そきゆうにより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、

標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年1月から7年1月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から同年12月13日まで

A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、30万円から9万2,000円に減額されている。訂正前の標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料が給与から控除されていたので、訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した平成7年12月13日の約2か月後の8年2月28日に、資格取得日である7年11月8日に遡<sup>そきゅう</sup>及して12万6,000円に減額訂正された上、8年5月7日に、同じく7年11月8日に遡<sup>そきゅう</sup>及して9万2,000円に減額訂正されている。

また、A株式会社において、厚生年金保険の被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、資格取得日に遡<sup>そきゅう</sup>及して数次にわたり減額訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の時期はA株式会社の監査役として登記されているが、申立人は、同社を平成7年12月13日に退職し、その後は同社の業務に関与していないと主張しているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が同年12月12日に離職したことが確認できる上、8年8月に離職したとする同僚も、申立人は、自分より半年以上前に辞めたと思うと供述していることから、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂

正処理前に同社を退職したことが推認できる。

なお、申立人は、A株式会社に勤務していた当時、形式的に監査役であったが、実際は経理担当の従業員であったと主張しており、当時の役員も申立人は内勤の事務職で、社会保険の手続に関しては権限はなかったと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から30万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成12年1月から13年2月までは50万円に、同年3月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月1日から13年7月24日まで  
有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に減額されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた有限会社Aは、平成13年7月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降である14年1月15日に、12年10月1日の定時決定を取り消した上で同年1月から13年2月までが50万円から9万8,000円に、同年3月1日の随時改定を取り消した上で同年3月から同年6月までが20万円から9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われた時期に有限会社Aの代表取締役<sup>そきゅう</sup>に就いているところ、申立人は、社会保険手続関係業務は行っていないと主張しており、申立人の夫（取締役）も実質上の社長は自分で、申立人は、減額処理が行われた当時は事務所で雑務（事務所の片づけ等）に従事し、社会保険関係業務には関わっていないと供述している上、当時の同僚も申立人の夫が社長と呼ばれていたと供述している。

さらに、社会保険事務所提出の資料には、「申立人に算定基礎届の提出指示したところ、実権は申立人の夫にあり印鑑も同氏が持っており、この場で届出できない」、「事実上の事業主である申立人の夫が来所し、資格

喪失届を提出したいとのことであり、平成13年7月24日を資格喪失日として提出があった」との記録があり、申立人の夫が社会保険手続関係の権限を有していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成12年1月から13年2月までは50万円、同年3月から同年6月までは20万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年8月1日から5年2月27日まで  
株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額が8万円に減額されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤務していた株式会社Aは、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同年2月27日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である6年1月11日に、20万円から8万円に遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、キャプテンとしてパートの指導や勤務管理等を主業務とし、社会保険手続等の業務には関与していないと主張しているところ、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、同僚も、申立人の主張と同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理<sup>そきゅう</sup>を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年12月29日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については34万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月12日から同年10月31日まで  
② 平成5年10月31日から同年12月29日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成5年7月から同年9月までの標準報酬月額が8万円に減額されているので、訂正してほしい。また、私が退職したのは、同年12月28日であるので、資格喪失日を同年10月31日から同年12月29日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では、申立人の当該期間に係る株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、34万円となっていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年10月31日より後の6年1月11日に、被保険者資格取得日である5年7月12日にさかのぼって同年9月まで8万円に訂正されていることが確認できる。

また、平成4年3月21日以前に、株式会社Aにおいて被保険者資格を喪失した4人を除くすべて(23人)の被保険者が申立人と同日に標

標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人提出の平成5年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が訂正前の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額に相当する保険料を控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人は、営業課長という立場であり、社会保険手続等の業務には関与していないと主張しているところ、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、同僚も、申立人の主張と同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人は、株式会社Aが適用事業所ではなくなった平成5年10月31日より後の6年1月11日に、5年10月31日に被保険者資格を喪失した処理がされているところ、上記の平成5年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が退職したと主張する同年12月28日まで株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の被保険者資格喪失の処理日である平成6年1月11日には、上記1のとおり、申立人の被保険者資格喪失の処理日に多数の被保険者の標準報酬月額について遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われている上、上記の23人中14人については、当初の資格喪失の処理をした日より1月から1年5月ほど後の6年1月11日に当初の資格喪失日を取り消して標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及訂正していること、及び申立人と同様に、同日に被保険者資格喪失及び標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の処理をされている複数の同僚は、自分の資格喪失日は退職した日より前となっていると供述しており、これらの同僚も申立人と同様に被保険者資格喪失日の後も保険料を控除されていた可能性があることから、申立人の被保険者資格喪失日について不合理な処理が行われた可能性を否定できない。

これらの状況から勘案すると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由があったとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録によると、株式会社Aは平成5年10月31

日に適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿の記載内容等から、同社は、申立期間②においては法人格を有し適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、平成5年10月31日に資格喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格喪失日を同年12月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を平成5年所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年7月1日まで  
株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額が20万円に減額されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年6月まで41万円となっていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年7月1日より後の同年9月5日に、被保険者資格取得日である8年12月1日にさかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほかに9人の被保険者が、平成9年9月5日に、被保険者資格取得日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を減額訂正されているが、そのうち、3人は被保険者資格喪失日以降に当該訂正が行われている。さらに、6人は被保険者資格喪失日前に訂正が行われているものの、そのうち二人は株式会社Aが適用事業所ではなくなった10年1月31日以降の同年3月6日に、再度、9年10月の定時決定を取り消<sup>そきゅう</sup>して遡及訂正が行われている。

加えて、申立人は、社会保険手続等の業務は事業主の指示により経理担当者の女性が行っていたと主張しているところ、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、同僚からも、申立人の主張と同様な供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年8月21日から8年4月30日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を務めていた株式会社Aは、平成8年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年5月8日に、被保険者資格取得日である7年8月21日までさかのぼって47万円から15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人は社会保険手続には関与していないと主張しているところ、株式会社Aの元事業主及び複数の同僚は、申立人は営業担当で厚生年金保険関係業務には関与していないと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゆう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から47万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年11月まで  
会社退職直後の昭和50年12月ころ、A市役所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ころ、国民年金への加入手続をし、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は59年3月ごろであり、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和38年1月から48年12月まで

私と子供の将来を心配した両親から、昭和48年ころに国民年金の加入を勧められ国民年金保険料の5万円を援助してくれたことから、A市役所で保険料を一括して納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその子供の将来を心配した申立人の両親から国民年金への加入を勧められ、国民年金保険料として5万円を援助してもらい、A市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和52年1月12日ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間となる。

また、申立人には昭和40年代前半に在住していたB区で発行された別の国民年金手帳記号番号が存在しているが、申立人はB区で国民年金の加入手続をした記憶が無い上、A市で発行された国民年金手帳以外の年金手帳を所持したことがないとしていることから、申立期間の保険料をB区で発行された国民年金手帳記号番号で納付したとは考え難い。

さらに、A市保管の申立人の被保険者名簿によれば、昭和52年1月12日に申立期間直後の49年1月から51年3月までの保険料2万8,200円をさかのぼって納付しており、その後の昭和51年度の保険料額1万6,800円を加算すると合計4万5,000円となり、申立人が納付したとする保険料額5万円

とおおむね一致するため、当該納付と申立期間の保険料の納付を混同している可能性がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年10月まで

平成8年4月ころ、夫がA市役所（現在は、B市）で私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、毎年、夫が同市役所で夫婦二人分を一括で納付していたはずである。申立期間について、夫は納付済みになっているのに自分の分が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の約6年前に、A市からC町（現在は、D市）へ住民票を異動していることから、夫が居住していたA市において、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行うことはできず、C町においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を、毎年、一括で納付していたとしているが、申立人に係る社会保険庁の記録により、平成10年12月28日に申立期間後の8年11月から10年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張とは相違している上、その時点では、申立期間はすべて時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の夫が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

就職活動をしていた昭和45年3月ころ、面接試験を受けた会社の人事課長から申立期間の国民年金加入を勧められ、すぐにA区役所で加入手続を行い、保険料も同区役所で1年分を納付した。国民年金手帳を受け取ったかどうかの記憶は無いが、手続時に同区役所で渡された領収証書及び年金手帳を入れるビニールケースを保管しているので、納付の事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ころに、A区役所で国民年金の加入手続及び保険料納付を行った際に、領収証書及び年金手帳を入れるビニールケースを渡されたとしているが、当該ビニールケースについて同区役所に確認したところ、同区では配布していた時期は不明であるが、記載されている電話番号からみると、申立期間当時のものではなく、平成3年から8年までのうちの一定期間に使われていたものと考えられるとしている。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されたとは考え難い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から51年12月まで

昭和47年ころ、頻繁に私の自宅に遊びに来ていた義叔母から勧められ、国民年金に加入した。国民年金保険料の納付については、年4回に分割して、A銀行（現在は、B銀行）C支店で定期的に納付していた。当時、一緒に義叔母から勧められ、同時期に国民年金に加入した義妹は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得出来ない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月に国民年金に加入し、定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は52年1月に国民年金に任意加入しており、資格取得日前である申立期間の国民年金保険料を、さかのぼって納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書と現金を持参して、A銀行C支店で納付していたとしているが、D市では納付書による保険料の納付が可能となったのは昭和49年4月からとしており、申立期間の一部については、納付書により保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月

会社を退職後、夫の扶養に入る手続と国民年金への切替えを、夫の勤務先の事務担当者にしてもらった。保険料の納付は納付書により納期限までに納めるようにしていたので、申立期間の1か月だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、国民年金への切替えをその夫の勤務先の事務担当者に依頼し、保険料の納付は納付書により納期限までに納めるようにしていたので、1か月だけが未納であるはずはないと申し立てているが、申立人が申立期間の翌月以降（平成11年8月から同年11月まで）の保険料を納付したのは13年9月28日であり、同時点では申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、納付したとする国民年金の保険料額、納付時期、納付場所の具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 2402

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年4月まで

昭和46年4月ころ、A区役所から国民年金のお知らせがあったので、すぐに国民年金の加入手続をした。加入後はA区役所の出張所に定期的に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B地に住んでいたころ、国民年金に任意加入したと主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料額や国民年金手帳の受領などに関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月10日に払い出されており、払出日からすると、申立期間のうち49年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から52年3月まで

昭和42年9月に会社を辞め、翌10月ごろA市役所に行って国民年金の加入手続をし、以後は3か月ごとに納付書により市役所かB出張所で保険料を支払っていたはずなのに未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろA市役所において国民年金の加入手続をし、以後は3か月ごとに納付書により市役所かB出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続をしたとする当時はC区に在住しており、A市で加入手続をしたとする申立内容と符合しない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はA市に転入して以後の昭和52年5月に払い出され、任意加入被保険者資格を同年3月31日に取得していることから、申立期間のうち同年2月までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は手帳記号番号が払い出された昭和52年ごろの保険料額とおおむね一致している上、納付したとする場所もA市役所の出張所であることから、52年ごろにA市役所で任意加入手続を行った以降のことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は昭和38年ごろ国民年金に加入し、40年に結婚してからは主人の分を含めて区役所で保険料を納付した。保険料は定期的に納付し納付期日に遅れたり、まとめて納付したことはなく、保険料も300円か400円程度であったと記憶している。

交付された手帳もなくしてしまっていて何も分からない状況であるが、昭和44年以前の納付記録が未納になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年ごろ国民年金に加入し、36年4月以降の保険料を納付し、40年に結婚して以降は夫婦の保険料を納付したとしているが、申立人は結婚までは保険料を納付していなかったかもしれないとするなど保険料納付に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額とは符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年2月まで

私は20歳になった昭和42年10月に、勤めていたA区にあったB社の上司から国民年金加入を勧められたので、社長に加入手続を頼み、毎月保険料は給料から天引きして社長に納付してもらった。そのころの保険料は200円だったと思う。会社を辞めた時に年金手帳を渡されたかどうかは覚えていない。

結婚して昭和45年5月にC市に転居したとき以降については、同年5月にC市D出張所で夫と一緒に加入手続をし、保険料は主に私が夫婦二人分の保険料を納付した。加入時に年金手帳を交付された覚えはないが、確かに夫婦の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに勤めていた会社の社長に国民年金の加入手続及び退職までの保険料を納付してもらったとしているが、その社長は既に他界しており、申立人は加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の当時の上司も当時の具体的な事情を承知していないとしていることから、国民年金の加入手続及び当時の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、C市で夫婦二人の国民年金加入手続をし、国民年金手帳が交付されないまま夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、申立人の夫には昭和46年4月に年金手帳が発行され、昭和46年度の保険料が印紙検認方式により納付されていることが確認できることから、行政が夫

のみに手帳を交付し、保険料も夫からのみ印紙検認方式により収納するとは考え難いため、申立人の申述には不自然さがみられる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳は昭和 48 年 3 月 23 日に発行されたものであり、申立人の加入手続はこのころに行われたと推認でき、加入時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が所持する昭和 47 年度国民年金保険料納入通知兼領収証書には、48 年 3 月分のみ保険料が記載されており、47 年 4 月から 48 年 2 月までが線によって抹消されていることから、申立人が 48 年 3 月分の納付のみを申し出たと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から48年3月まで

私は、20歳になった時に父から国民年金に加入したことを聞いた。私が学生のこともあって国民年金保険料を父が負担してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その父は亡くなっている上、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないため、その状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続について、社会保険庁の記録では、資格取得日を平成15年4月1日としており、A社会保険事務所が昭和43年ころの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人の氏名を検索できなかったとしていることから、資格取得日において加入手続を行ったと推認でき、当該時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から49年12月まで

私は、結婚後にA区役所から年金の手続がされていないとハガキの通知が来たので、A区に連絡したところ、職員から特例納付制度の説明を受け納付書を送ってもらったので、妻がその納付書により保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を特例納付した時期について、昭和49年11月に結婚した後の暖かくなった5月か8月に特例納付保険料10万円を納付したと主張しているが、戸籍上の婚姻の日は50年11月でありその後の暖かい日とすると、51年5月か同年8月となり特例納付期間内でなく、いずれも国民年金手帳記号番号の払出前であることから、特例納付することはできない。

また、申立人が特例納付した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年2月より後の第3回目の特例納付の時期と考えられるが、その場合の特例納付の保険料は38万8,000円となり、申立人の主張する特例納付保険料10万円とは大差がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、申立人は、20歳からA区に居住し転居していないことから、昭和51年2月に国民年金手帳記号番号が払い出された番号のほかに手帳記号

番号が払い出された事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月、7年2月、10年1月、同年2月、同年6月、11年2月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月  
② 平成7年2月  
③ 平成10年1月及び同年2月  
④ 平成10年6月  
⑤ 平成11年2月  
⑥ 平成13年1月

申立期間は口座振替で国民年金保険料を納付していた。残高不足で口座振替ができなかったときもあるが、その分は市役所の職員かA社会保険事務所の職員が集金に来て、主に妻が納付していた。未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は口座振替で国民年金保険料を納付していたとしており、残高不足で口座振替ができなかった期間について、その妻が、後日集金に来た市の職員か社会保険事務所の職員に保険料を納付したとしているが、保険料を納付したとするその妻は、申立期間の納付状況に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で、保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間①から⑥までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立期間が多数であり、申立期間①から⑥までについて申立人の妻も未納であるほか、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 2412

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間、平成6年1月、7年2月、9年3月、10年1月、同年2月、同年6月、11年2月、同年3月、同年9月、12年6月、同年9月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 平成6年1月  
③ 平成7年2月  
④ 平成9年3月  
⑤ 平成10年1月及び同年2月  
⑥ 平成10年6月  
⑦ 平成11年2月及び同年3月  
⑧ 平成11年9月  
⑨ 平成12年6月  
⑩ 平成12年9月  
⑪ 平成13年1月

申立期間①については、国民年金の加入手続を父親にしてもらい、保険料も父親に納付してもらった。

申立期間②から⑪までについては、口座振替で国民年金保険料を納付していた。残高不足で口座振替ができなかった時もあるが、その分は市役所の職員かA社会保険事務所の職員が集金に来て、私が納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付

をその父が行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は結婚後の昭和 45 年 10 月ころに夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間①直後の 45 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料も手帳記号番号払出後の 46 年 7 月 2 日に過年度納付されており、申述内容に不自然さがみられる。

また、昭和 46 年 7 月の過年度納付の時点では申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は当時の保険料をその父が納付したとするのみで保険料納付に関する記憶が無く、その父は既に他界していることから、保険料納付の状況が不明である。

- 2 申立期間②から⑩までについては、口座振替で国民年金保険料を納付しており、残高不足で口座振替ができなかった期間について、後日集金に来た市の職員か社会保険事務所の職員に保険料を納付したとしているが、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間②、③及び④から⑥までは保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も未納である。

また、申立期間が多数であり、ほかに申立期間②から⑩までの国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 17 日から同年 12 月 20 日まで  
③ 昭和 40 年 6 月 11 日から同年 12 月 10 日まで  
④ 昭和 41 年 7 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

昭和 39 年に大学を卒業して同年 4 月から A 株式会社就職し同年 12 月まで勤務したが、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入となっている。また、B 株式会社勤務した申立期間③と株式会社 C に勤務した申立期間④についても未加入期間となっているので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A 株式会社照会したところ、当時の資料が保存されておらず、申立人の在籍を確認できない上、社会保険事務所の記録により、両申立期間において当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚 22 人に照会し 16 人から回答を得たものの、申立人の入退社日を記憶している者がいないことから、申立人の両申立期間当時の勤務状況等について供述を得ることができず、自身が記憶している入社日と社会保険庁のオンライン記録の資格取得日が違っていると主張する者もいなかった。

また、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間③について、B 株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も明らかでないことから、

申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在の確認ができた同僚 15 人に照会し 11 人から回答を得たものの、申立人の退社日を記憶している者はおらず、申立人の申立期間③当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

また、申立人の当該事業所の厚生年金保険の被保険者期間は、雇用保険の加入記録と一致することが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間④について、株式会社Cは既に事業を廃止し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間④において当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、所在が確認できた同僚 8 人に照会し 6 人から回答を得たものの、申立人の退社日を記憶している者はおらず、申立人の申立期間④当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

また、申立人の当該事業所の厚生年金保険の被保険者期間は、雇用保険の加入記録と離職日が 1 日違いでほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 1 月 21 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 6 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人に係る標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日以降である同年 2 月 2 日に、5 年 8 月 1 日にさかのぼって、当初記録されていた 53 万円から 11 万円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立人に係る申立事業所における平成 5 年 5 月度から同年 12 月度までの賃金台帳から、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった上、減額訂正については、社会保険事務所の職員が行ったと供述している。

しかしながら、申立人は、従業員に対して「照会しないでほしい」と供述しているために、申立期間当時の事業所状況を把握することができなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時は、厚生年金保険料の滞納は無かったとしているものの、経営不振のために、事業所を B 区から自宅 (C 市)

に移転して業務を縮小したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月1日から平成元年7月31日まで  
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、昭和63年12月から平成元年6月までの標準報酬月額が実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成元年7月31日）以降の元年9月28日付けで、昭和63年12月から平成元年6月までの間の申立人の標準報酬月額が47万円から13万4,000円に遡及<sup>そきゆう</sup>して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿謄本により株式会社Aの代表取締役であったことが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険料の納付が遅れまとめて支払ったことがあったと供述していることから、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料の滞納があったものと考えられ、申立人は当該事業所の代表取締役としてこれらのことについて知っていた、又は知り得る立場にあったと認められる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額訂正に関与しなかったとの供述をしているものの、当該事業所の4人の取締役のうち、二人は死亡、別の二人は所在が不明のために供述を得られず、当時の状況を確認することができなかった。

さらに、B社会保険事務局に照会するも当時の関係資料等は廃棄されており申立てに係る事実を確認できなかった。

なお、当該事業所における標準報酬月額が減額訂正が行われたのは申立人のみである。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該訂正処理については責任を負うべきであり、当該訂正処理は申立人以外の者が行ったと判断する状況が確認できず、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤及び⑨について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①、②、③、④、⑥、⑦及び⑧については、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 25 日から 32 年 4 月 9 日まで  
(A 株式会社)  
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 2 月 9 日まで  
(B 株式会社)  
③ 昭和 34 年 11 月 6 日から 35 年 2 月 27 日まで  
(C 有限会社)  
④ 昭和 35 年 3 月 12 日から同年 5 月 27 日まで  
(D 株式会社)  
⑤ 昭和 35 年 5 月から同年 11 月ごろまでの期間  
又は、  
昭和 38 年 1 月から同年 5 月ごろまでの期間  
(有限会社 E)  
⑥ 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 10 月 20 日まで  
(F 株式会社)  
⑦ 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 31 日まで  
(G 株式会社)  
⑧ 昭和 38 年 6 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
(H 株式会社)  
⑨ 昭和 38 年 6 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までの  
期間の前後いずれか 5 か月程度 (同上)

私は、今までに勤務した各事業所での厚生年金保険の加入期間につ

いて、I 社会保険事務所によると、自分が勤務したF株式会社の期間が勤務したことの無いJ株式会社の記録にすり替わっていたり、有限会社Eの期間が欠落し、また、H株式会社では5か月間の厚生年金保険の被保険者期間が足りないなどの説明を受けた。このようなことから、厚生年金保険の加入期間を再調査するとともに、脱退手当金の支給額も正しいのかを調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤について、申立人は、有限会社Eに昭和35年5月から同年11月ころまで又は38年1月から同年5月ころまでのいずれかの期間に勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿により、申立人の氏名を確認したが見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、オンライン記録の職歴審査照会回答票においても、申立人の氏名は確認できなかった。

また、事業主に申立人の勤務状況について照会を行ったが、当時の人事記録等の資料が無いため確認できないと回答しており、昭和35年に入社した現事業主は、申立人のことを記憶していないとしているとともに、複数の同僚照会を行ったが、申立人が申立期間⑤当時に勤務していたとする具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「Eでは\*の助手をし、Gに移って、しばらく助手をしてからの昭和37年9月21日に\*の運転免許を取得した。」と供述していることから、申立人が有限会社Eに勤務したのは昭和35年5月から同年11月ごろまでと推測される。しかし、同社の現事業主が「当時は見習い期間が3か月ほどあった。」と供述していることを踏まえると、申立人は、同社に入社したものの厚生年金保険の資格を取得するに至らない短期間の勤務であったと考えるのが自然である。

申立期間⑨について、申立人は、H株式会社に昭和38年6月1日から43年9月1日までの被保険者期間のほかに、同期間の前後のいずれかに5か月ほどの勤務期間があったと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管するH株式会社の事業所別被保険者名簿により、申立人は、昭和38年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、43年9月1日に資格を喪失しており、この記録はオンライン記録に一致しているが、当該期間の前後の被保険者資格期間は確認できない。

また、H株式会社の元代表取締役役に事業所照会を行ったが、体調不良により回答できないとのことであり、複数の同僚照会を行ったものの、具体的な供述を得ることはできなかった。

なお、申立人のH株式会社に係る雇用保険の記録は、資格取得日が昭

和 38 年 3 月 15 日、離職日は 43 年 8 月 29 日となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑤及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①、②、③、④、⑥、⑦及び⑧に係る脱退手当金については、社会保険事務所に厚生年金保険脱退手当金裁定伺及び同請求書等が現存しており、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、厚生年金保険脱退手当金の裁定に際して、勤務したことのない「J株式会社」の記録が誤って入ったまま支給額が計算されていると主張しており、同裁定伺には同社の名称及び記録が算定されているのが認められるが、脱退手当金請求書を受け付けた平成 13 年 12 月の時点で、「厚生年金保険被保険者年金手帳記号番号重複取消届」において、申立人が F 株式会社で付された年金手帳記号番号を統合していることが確認でき、脱退手当金の支給額は F 株式会社に申立人が勤務した被保険者期間及び標準報酬月額により計算されていることが確認できる。

なお、J 株式会社の事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は存在せず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥、⑦及び⑧に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 9 日まで  
申立期間当時、申立事業所である有限会社 A には社会保険料の滞納があったので、B 社会保険事務所の職員にその処理手続を任せてその説明を受けたものの、その内容はよく分からなかったが、職員から言われて社会保険の全喪届を提出した覚えはある。しかし、標準報酬月額の変更届を出した覚えは無く、申立期間の私の報酬は 53 万円くらいで引き下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を実際の金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 5 年 10 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 11 年 3 月までは 59 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（11 年 6 月 1 日）以降の 11 年 6 月 3 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、訂正処理が行われた時点においては、申立人が申立事業所の取締役（平成 6 年 4 月 20 日代表取締役を退任し、取締役となる。）に、その妻が代表取締役（6 年 4 月 20 日就任。）になっていることが確認できる。

また、申立人は、B 社会保険事務所の職員に言われて厚生年金保険の全喪届を提出した覚えはあるが、標準報酬月額の引下げの変更届を提出した覚えはないと主張しているところ、i) 申立人は、申立期間当時、厚生年

金保険の事務については自ら行っていたとしていること、ii) 申立事業所の社会保険料の滞納に関して、B社会保険事務所の職員と複数回にわたって面談を行い、保険料納付を強く要請されていたことがB社会保険事務所が保管する滞納処分票から確認できること、iii) 平成11年6月ころ、申立事業所の社判及び代表者印が押された申立人及び申立人の妻の被保険者報酬月額変更届をB社会保険事務所が受理していることを確認できることから、申立人は、厚生年金保険について標準報酬月額の記録訂正に関与及び同意をしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている取締役であった上、社会保険事務に深く関与していたものと認められる申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 9 日まで  
申立期間当時、申立事業所である有限会社Aには、金額ははっきりとは記憶はないが、社会保険料の滞納があり、その処理手続等についてB社会保険事務所の職員から説明を受けたが内容はよく分からなかった。今回、ねんきん特別便が来て、初めて私の標準報酬月額が引き下げられているのを知った。  
申立期間の私の報酬は 30 万円くらいで引き下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を実際の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 5 年 10 月から 8 年 10 月までは 30 万円、同年 11 月から 9 年 10 月までは 41 万円、同年 11 月から 11 年 3 月までは 56 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（11 年 6 月 1 日）以降の 11 年 6 月 3 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、訂正処理が行われた時点においては、申立人が申立事業所の代表取締役（平成 6 年 4 月 20 日就任。）に、その夫が取締役（6 年 4 月 20 日代表取締役を退任し、取締役となる。）になっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料滞納の処理手続等について、B社会保険事務所の職員から説明を受けたがその内容はよく分からず、

今回、ねんきん特別便が来て初めて自分の標準報酬月額が引き下げられていることを知った。」と供述しているところ、i) 申立人は、申立事業所の社会保険料の滞納に関して、B社会保険事務所の職員と複数回にわたって接触を行い、保険料納付を強く要請されていたことがB社会保険事務所が保管する滞納処分票から確認できること、ii) 平成11年6月ころ、申立事業所の社判及び代表者印が押された申立人及び申立人の夫の被保険者報酬月額変更届をB社会保険事務所が受理していることを確認できることから、申立人は、厚生年金保険について標準報酬月額の記録訂正に関与及び同意をしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった上、社会保険事務に深く関与していたものと認められる申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務した申立期間①及び株式会社 C に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、A 株式会社 D 店に勤務したとするが、A 株式会社は、「当時の資料は無い。」と述べており、事業主からは申立人の勤務を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた上司は、「自分自身は申立期間ごろ、同店で勤務していたが、申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立期間①について、E 保険組合が保管する A 株式会社の健康保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、欠番も無い上、雇用保険の加入記録も無い。

加えて、総務人事担当の「当時女性販売員は本社採用していない。」との供述や、同僚の上司や女性社員の「申立人が正規社員か派遣社員かは判断できない。申立人は派遣社員ではないか。」等の供述からも、申立人が同社の社員であったかは判断できない。

なお、申立人は給与明細書などの社会保険料控除の確認できる資料も無い上、社会保険料の給与控除や厚生年金保険被保険者証に係る記

憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、株式会社CのF店に勤務していたと供述し、株式会社Cからの表彰状（昭和47年8月25日付け表彰ほか6件）と当時の同僚との写真を提出しており、期間の特定はできないものの、同店での勤務は推認できる。

また、申立人は、勤務先の上司や交流のあった他社販売員の名前などを記憶しており、上司の一人は、「申立人はC社員、同店で一緒に働いた。」と述べている。

しかしながら、株式会社Cは、「表彰制度の対象は当社社員に限らない。」と回答しており、上司の供述も勤務期間を特定したものではなく、申立人が、申立期間②当時、当該事業所の社員であるか否か、及び厚生年金保険被保険者であるか否かは判断できない。

また、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人提出の厚生年金基金加入員証の記録によると、当該事業所における資格取得日はいずれも社会保険事務所の厚生年金保険の記録と同じ昭和53年2月1日となっており、一方、健康保険に係るG保険組合は、「当時の記録はデータベース化されておらず申立人の健康保険の加入記録は不明であり、申立人が申立期間に受領したと主張する健康保険組合の配布物も、配布期間が特定できない。」としている。

さらに、申立人は給与明細書などの社会保険料控除の確認できる資料も無い上、社会保険料の給与控除や厚生年金保険被保険者証及び年金手帳に係る記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 7 月 15 日まで  
② 昭和 41 年 5 月 2 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 39 年 4 月に合資会社 A（現在は、B 株式会社）に見習いで入社し、同年 7 月 15 日まで働いていた。厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、昭和 41 年 4 月 21 日から 43 年 5 月 31 日まで C 株式会社（現在は、株式会社 D）に勤務したが、41 年 5 月 2 日から 6 月 1 日までの 1 か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。調べて訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、後任で入社したという同僚の供述により、申立人が、申立事業所に勤務したことは認められるが、勤務期間については不明である上、供述の得られた同僚 4 人全員が試用期間があったとしており、そのうち入社日を回答した 3 人は、入社後 3 か月から 6 か月を経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できたことから判断すると、申立人は試用期間が経過する前に退職したため、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得することができなかったものと推察される。

また、社会保険事務所が保管している B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、事業所回答によると、当時の賃金台帳等の資料は全く残っていないとしていることから、申立人の申立期間①の保険料控除について確

認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、株式会社Dが保管する社員名簿により、申立人が、同社に勤務していたことは確認できるが、申立期間②に係る給与明細書は無く、同社に問い合わせたが、申立人の社会保険加入時の書類等については無いと回答していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、同社は、昭和41年4月1日に設立されたことが登記簿謄本から確認できる上、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿によると、当時の事業主を含め同社の被保険者の資格取得日は、申立人と同様、同社の新規適用日である同年6月1日となっている。

なお、申立期間②は厚生年金保険に加入していなかった期間であることから同僚照会を行ったところ、適用事業所になる前の期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶は無いが「入社日は昭和41年4月25日で、以後1か月間の試用期間があり、社会保険の加入日は同年6月1日であった。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 20 日まで

平成 10 年 8 月で商売（A業）をやめた。経営は苦しかったが社会保険料の滞納や給料の遅配はなかった。当時標準報酬月額が訂正処理されていることは知らなかった。当時の社会保険関係の記録等は残っていないが、申立てを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、有限会社Bは平成 10 年 8 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同日以降の同年 10 月 2 日に、申立人は 8 年 10 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額 20 万円を取り消され、9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、有限会社Bの登記簿から、申立人が同社の代表取締役になっていることが確認できる上、同社の税務申告を担当していたC事務所から提供のあった平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 28 日までの損益計算書では、当期末処理損失は約 2 億円となっていて、申立当時同社の経営がかなり悪かったことが推認できる。

また、申立人は、平成 10 年 8 月に会社を廃業する際、事後の処理をその弟のD氏に依頼したので、給与の支払や厚生年金保険の資格喪失手続等は同氏が行ったと思うと供述しているところ、D氏もこれを認め、手続は同年 10 月ごろまでかかったと供述をしているのに加えて、有限会社Bの複数の従業員も、D氏が会社の事後の処理を行っていたと供述し、そのうちの一人は社会保険関係の処理は同氏が行ったのではないかと供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正について責任が無かったとは考え難い。

さらに、E 社会保険事務所に照会したところ、申立人及び該当事業所に係る関係資料については、E 社会保険事務所に当時の滞納処分票が存在しておらず、再取得届や算定基礎届が遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理されていることについて不適切な事務処理がなされたかどうかは判断できない、と回答しており、当時の状況を確認することはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額<sup>せうじゆん</sup>の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年3月31日まで  
社会保険庁の記録により、有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって30万円から9万8,000円に引き下げられていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、有限会社Aは、平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その後の同年4月4日に、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成8年3月から同年4月において、同社の廃業及び倒産の件について、社会保険からの脱退に至るまでを社会保険事務所の職員に相談したことがあると供述している。

さらに、申立人が社会保険関係の手続を委託していたとするB事務所に照会したところ、有限会社Aから会計帳簿等、税務申告書類の作成及び一部の社会保険関係書類の作成を委託されていたが、当該書類作成の依頼は事業主からあり、作成後は、書類を直接社会保険事務所に提出することなく、事業主に渡していた旨の回答があった。

加えて、申立人は同社が不渡りを出したとされる平成8年3月31日以後の整理をC氏に委託していたと供述していることから、同氏に照会したところ、同社から破産申立について受託し、8年4月から9年11月ころまで担当したが、申立期間における遡<sup>そきゅう</sup>及した記録の訂正に関して、申立人

及び同社の社員から相談を受けたことは無いと回答している。

このほか、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正処理は申立人以外には確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 5 月 26 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、株式会社 A における平成 8 年 4 月から 11 年 4 月までの標準報酬月額が、同年 6 月 22 日に 59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、株式会社 A の代表取締役であったことが同社の登記簿謄本により確認できる。また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 11 年 5 月 26 日）後の 11 年 6 月 22 日に申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが社会保険庁の記録で確認できる。

一方、申立人は、株式会社 A の社会保険の手続については担当事務員が行っていたとしながら、適用事業所に該当しなくなった旨の手続については、申立人が自ら行っていたと供述している。

また、申立人は、「当時保険料の滞納があり、何度か督促状をもって社会保険事務所に行ったところ、社会保険事務所からの提案で社会保険の適用事業所でなくなる手続をした。」と供述していることから、申立人は申立期間についても、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 9 月 24 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 2 年 10 月から 3 年 9 月までの標準報酬月額の一部が実際の給与と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A 株式会社での申立人の標準報酬月額が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日 (平成 3 年 9 月 24 日) の後の、同年 10 月 2 日付けで、さかのぼって、2 年 10 月から 3 年 9 月までの期間を 50 万円から 16 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが登記簿謄本から確認できる。

また、平成 3 年 3 月まで社会保険の手続を行っていた担当者の退職後は代表取締役である申立人が業務を引き継いでいたこと、当該事業所は社会保険料を滞納し、督促及び呼び出しがあったことを、適用事業所ではなくなる前まで勤務していた事務担当者が供述していることなどから、申立人は当該事業所における厚生年金保険関係の業務に関与していたものと推認され、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は既に亡くなっているが、その妻は、平成 3 年当時、当該事業所は業績不振で仕事もなくなり、資金繰りが悪化していたとしており、またこのことは、同時期に当該事業所に勤務していた複数の社員の供

述からも確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の特減訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 9 月 1 日まで  
A 株式会社に勤めていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所である A 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の A 株式会社における雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録と合致していることが確認できる。

一方、A 株式会社は既に解散し、元事業主は、社会保険手続関係資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等については不明であると供述している上、同僚からも申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について供述が得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間途中の昭和 51 年 11 月 1 日であり、同名簿に記載の申立人の被保険者資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と同じ 53 年 9 月 1 日となっている上、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、B 年金基金では、A 株式会社の同基金への加入は昭和 53 年 3 月 1 日で、申立人の加入員資格取得日は、同年 9 月 1 日 (社会保険庁のオ

ンライン記録と同じ)であり、厚生年金基金加入員資格取得届の様式は複写式(社会保険事務所、同基金及び健康保険組合用)となっているとしている。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間の一部に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、供述を得られた同僚のうちの一人は、申立期間当時は入社してすぐに辞める者が多かったため、3か月の試用期間が設けられ、当該期間は社会保険は加入させていなかったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 30 日まで  
A 株式会社に昭和 41 年 6 月に入社して以来、46 年 1 月に退職するまで厚生年金保険料を給料から引かれていたと思うが、申立期間の加入記録が無い。退職した事実は無いので、この期間を厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」に記載の申立人の資格喪失日は、昭和 42 年 4 月 1 日となっており、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録と一致しており、同資格喪失届及び被保険者原票では健康保険証の返納も確認できる上、同資格喪失届の備考欄に 42 年 3 月 31 日退職と記載されている。

また、A 株式会社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載の申立人の再資格取得日は、昭和 42 年 5 月 30 日となっており、上記の被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録と一致する。

さらに、上記の被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。